



平成 24 年 1 月 26 日

各 位

会社名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 川崎 正己
(コード番号：8060 東証第一部)
執行役員コミュニケーション本部長
問合せ先 松阪 喜幸
(TEL. 03-6719-9095)

会社名 昭和情報機器株式会社
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員 中澤 祐一
(コード番号：6922 JASDAQ)
問合せ先 経営企画室長 吉原 剛一
(TEL. 03-3403-7101)

キヤノンマーケティングジャパン株式会社による昭和情報機器株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノンMJ」といいます。）と昭和情報機器株式会社（以下「昭和情報機器」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、平成 24 年 5 月 1 日を効力発生日として、キヤノンMJが昭和情報機器を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、キヤノンMJについては、会社法第 796 条第 3 項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、昭和情報機器については、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

なお、昭和情報機器の株式は、本株式交換の効力発生日（平成 24 年 5 月 1 日（予定））に先立ち、株式会社大阪証券取引所 JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）において、平成 24 年 4 月 25 日付で上場廃止（最終売買日は平成 24 年 4 月 24 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

キヤノンMJによる平成 23 年 11 月 9 日付の「昭和情報機器株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。）でご案内いたしましたとおり、キヤノンMJは、昭和情報機器の完全子会社化を目指して、平成 23 年 11 月 10 日から平成 23 年 12 月 20 日まで、昭和情報機器の普通株式並びに平成 15 年 3 月 28 日開催の昭和情報機器第 30 回定時株主総会及び平成 15 年 9 月 29 日開催の昭和情報機器取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、本日現在、キヤノンMJは昭和情報機器の普通株式 10,845,852 株（昭和情報機器の第 39 期第 3 四半期報告書（平成 23 年 11 月 11 日提出）に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の昭和情報機器の発行済株式総数（13,906,823 株）に対する保有割合（以下「保有割合」といいます。）77.99%（小数点以下第三位四捨五入）を所有しております。

「公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、キヤノンMJは昭和情報機器をキヤノンMJの完全子会社とすることを企図しているところ、本公開買付けによりキヤノンMJが昭和情報機器の普通株式（但し、本新株予約権の行使により発行又は移転される昭和情報機器の普通株式を含み、キヤノンMJが所有する昭和情報機器の普通株式を除きます。）の全てを取得できなかったことから、キヤノンMJ及び昭和情報機器

は、この度、本株式交換を実施することにより、昭和情報機器をキヤノンMJの完全子会社とすることにいたしました。

キヤノンMJによる昭和情報機器の完全子会社化の目的につきましては、「公開買付けの開始に関するお知らせ」等においてご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

キヤノンMJは、昭和43年の設立以来、世界180カ国以上で幅広い事業を展開するグローバルキヤノングループの一員であり、日本国内市場におけるマーケティング統括会社として、キヤノン株式会社（以下「キヤノン」といいます。）製品の販売、サービス及びマーケティングを統括し、付加価値の高いソリューションを顧客に提供してまいりました。近年においては、卸売業中心の事業展開から情報サービス業への業態変革を志向し経営体質強化を進めております。その一環として、平成15年以降は、ITソリューションビジネス体制構築を段階的に実施し、競争力の強化及びサービスの質的向上に向けた取組みを行っております。

現在、キヤノンMJにおいては、「長期経営構想フェーズII（2011～2015年）」（以下「長期経営構想」といいます。）を掲げ、またその実行計画として、3カ年の「中期経営計画」（2011～2013年）を策定し、平成23年1月よりその実現に努めております。長期経営構想では、「事業創造で新しい成長の道へ」を経営テーマとし、なかでも、事業の多角化及びグローバルに展開するサービス事業会社化を重点戦略としております。そして、平成27年には、キヤノンMJ及びキヤノンMJの子会社・関連会社（併せて以下「キヤノンMJグループ」といいます。）として、連結売上高8,500億円以上を達成するべく挑戦しております。また、「中期経営計画」においては、経営の基本方針のひとつとして、“Beyond CANON, Beyond JAPAN”をキーワードに、キヤノン以外の商品/サービス事業の拡大や、ITソリューション事業等を中心とする海外市場への進出等、新たな事業領域への展開を図ることを目指しております。

こうした経営戦略のもと、キヤノンMJはプロダクション事業の拡大を重点戦略のひとつに掲げ、平成25年に同事業で売上500億円という目標を設定しております。

キヤノングループにおけるプロダクション事業への取り組みとしては、平成18年にデジタルオンデマンド印刷機“imagePRESSシリーズ”の投入により「デジタル商業印刷」分野に本格参入し、市場の拡大を図ってまいりました。また平成22年3月には、業務用高速プリンター・業務用大判プリンターの世界的メーカーであるオランダのOcé N.V.（以下「オセ社」といいます。）をキヤノングループに迎え入れ、プロダクション市場における事業基盤を大幅に強化しました。平成23年6月末には、オセ社の日本法人である日本オセ株式会社をキヤノンMJグループに迎え、国内におけるオセ社との連携をさらに強めるとともに、プリンティング分野全般における世界No.1の実現に向けた体制強化を進めております。

現在、キヤノンMJのプロダクション製品のラインナップとしては、企業内でのプリントオンデマンド（POD）を実現するデジタル商業印刷機、集中印刷室などで使用される基幹プリンター、ポスターやCAD、屋外ディスプレイ広告向けの大判プリンター、オフセット並みの高画質を実現するクリエイティブアーツ向けプリンターなどの競争力ある製品を取り揃えています。さらに、平成23年2月には業務用フォトプリンター市場に参入することを発表し、キヤノングループが長年培ってきたプリント技術を活かして、写真商材のみならずハイクオリティーPODにまで対応する多彩な高付加価値プリントを実現してまいります。これらに加え、ITソリューション連携によるワークフローの提案などにより、顧客のニーズに的確に応える最適な製品・ソリューションを提供しております。

一方、昭和情報機器は、昭和48年に高千穂交易株式会社の漢字情報システム部門が主体となって設立され、昭和52年に同社との資本関係を解消した後、平成2年には社団法人日本証券業協会に株式を登録し、平成16年にJASDAQ市場に株式を上場しました。

昭和情報機器は、設立以来約39年に渡り、世界初の漢字プリンターの商品化等、「帳票印刷」の分野において、研究開発型企業として業務処理用プリンター・システムの日本語処理技術をリードしてきました。具体的には、高速連続紙漢字プリンター・システム“SXシリーズ”等による基幹系プリントシステムに強みを持ち、市場における競争力と幅広い顧客基盤を有しております。特にデータプリントサービス（企業から大量の帳票出力をアウトソースで請け負うサービス）の業界において、多くの電子写真方式高速連続紙プリンターの導入実績を有しております。昭和情報機器の強みは、長年の経験で蓄積した日本語情報処理ノウハウによって、独自

のプリンターコントローラーを中心とする付加価値の高いシステムを構築し、加えてスキルの高いサポート要員と全国規模の保守体制により、業務用プリンターについて、導入からメンテナンスに至るまでのきめ細かいサポートをトータルで提供できる点にあります。

近年、印刷市場は、紙媒体に対する価値観の変化及びWEBやスマートフォンの普及によるクロスメディア化の加速等により大きなパラダイムシフトを迎え、One to One マーケティングやダイレクトマーケティングといった費用対効果の高いマーケティング手法が求められる中、印刷物に対しては従来の大量印刷から小ロット・多品種印刷化が進むと見られています。また、月次の請求書や利用明細書などのダイレクトメールに、受け手と関連性のある適切なプロモーションメッセージを組み込んで印刷する手法である「トランスプロモ」等の新しいビジネスモデルの普及により、今後は「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」のボーダレス化とシームレス化が進んでいくと考えられます。

昭和情報機器の事業領域においても、これらの市場環境の変化に加え、データ処理のオープン化の潮流や低コスト化・カラー対応の訴求の高まりを受け、ハードウェア・ソフトウェアの両面において従来の提供価値のさらなる拡大・発展が求められる変革期を迎えております。

また、昭和情報機器においては、特に漢字プリンターの主要製品について、国内外のプリンターメーカー等から昭和情報機器の仕様書に基づく製品（一部共同開発製品を含む。）の供給を受け、これに昭和情報機器のハードウェアやソフトウェアを付加して独自のシステムを構築し、昭和情報機器ブランドによりユーザーに供給する生産販売活動を主たる業務としておりましたが、近年の大手プリンターメーカーによる事業再編やM&Aによる統合に伴い、プリンターメーカーの集約化が進んだことにより、当該業務の継続及び競争力の向上のためにはプロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっております。

このような市場環境の中、キヤノンMJと昭和情報機器は、平成22年11月にオセ社の業務用プリンターの販売において提携を開始し、昭和情報機器の「帳票印刷」における販売・サポート力、技術力及び顧客基盤を活かした連携を進めてまいりました。また、キヤノンMJは平成23年7月にオセ社高速連続紙プリンターのアジア初のショールームとなる「オセ幕張ショールーム」を開設しましたが、それらの製品保守においても昭和情報機器と連携しており、サポート面における協業をより強化しております。キヤノンMJと昭和情報機器は、これらの取り組みと並行して、業務提携という形のみならず、資本を含む経営資源の面からもより一体となった事業運営を行っていくことで生み出される相乗効果について協議を重ねてまいりました。

そして、平成23年8月からは、本公開買付け及び本株式交換を含むキヤノンMJが昭和情報機器を完全子会社化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）についての具体的な検討を開始し、その結果、キヤノンMJ及び昭和情報機器は、印刷市場が大きなパラダイムシフトを迎え、かつ、昭和情報機器において、プロダクション市場に対し競争優位性のある商品を展開できるパートナーとの連携を強化することが喫緊の課題となっている中、両社の企業価値をさらに高め、持続的成長を遂げるためには、キヤノンMJが昭和情報機器を完全子会社化し、資本関係を強化するとともに、相互の経営リソースを活用した強固な協業体制を早期に構築することが有益であるとの結論に至りました。

今後、プロダクション市場において「デジタル商業印刷」と「帳票印刷」がシームレスに変化していくことが予想される中、本取引の実現による最大の効果は、これら両分野における双方の強みの相乗効果による事業の拡大であると考えており、具体的には以下の4つの大きなシナジーを期待できるものと考えております。

① 強力な販売体制と優良顧客の獲得

昭和情報機器の長年の業歴によって構築された「帳票印刷」分野における優良顧客チャネルと、キヤノンMJのオフィスデバイス事業及びプロダクション事業で培った顧客基盤は互いに補完し合う関係にあると考えております。これまでキヤノンMJは企業内印刷を行う大手企業や複写業者を主なターゲットとしておりましたが、昭和情報機器の顧客チャネルを活用することで、印刷会社を中心とする商業印刷ユーザーへのアプローチが可能になり、昭和情報機器においても、キヤノンMJが培った顧客基盤を利用することで、より幅広いユーザーへのアプローチが可能になります。また、顧客からの要求レベルが

高く、専門性が求められる「帳票印刷」分野において昭和情報機器が蓄積してきた販売ノウハウをベースに、オセ社の製品を中心とするキヤノンMJグループにおける業務用プリンター分野のビジネス拡大を図ります。

② 商材・技術面での強力な補完関係の構築

キヤノンMJを媒介として、高速連続紙漢字プリンター・システム“SXシリーズ”をはじめとする連続紙プリンターに強みを持つ昭和情報機器と、企業内集中印刷室を主なターゲットとするデジタルオンデマンド商業印刷機、オフィスやSOHO向けの複写機／複合機、デザイン事務所向けの大判プリンターなどカット紙プリンターに強みを持つキヤノン、及び高速連続紙・大判プリンターを取り揃えるオセ社が強固に連携することで、従来よりも厚みを増した幅広いプリンティングシステムが提供可能になります。また、オープン化や低コスト化をはじめとする技術革新を伴うニーズに対しても、オセ社を含むキヤノングループの技術力及びマーケティング力を最大限に活用し、独自性のある高付加価値な製品・ソリューションの展開を図ってまいります。既に平成23年3月及び9月にオセ社とキヤノンによる共同開発製品がリリースされていますが、昭和情報機器のノウハウが加わることで、より市場ニーズに適した次世代商品開発が可能になると考えております。

③ 保守・サービス網の獲得

連続紙プリンターに関するプロフェッショナルサポート体制を持つ昭和情報機器と、全国に展開するキヤノンMJグループのインフラの融合により、広範囲にわたってきめ細かなサービス／サポート体制を構築することが可能になります。また、連続紙プリンター及びカット紙プリンターのサポートを一元的に提供するという他社にない強みを構築することで、顧客の要望に迅速に対応し、さらなる競争力の拡大につなげます。

④ アジア圏への事業拡大

2バイト文字の処理技術を有する昭和情報機器のノウハウを活かし、将来的には中国をはじめとするアジア圏へのビジネス展開も視野に入れ、上記のとおりキヤノンMJが基本方針として掲げている“Beyond JAPAN”の実現に向けて取り組んでまいります。

キヤノンMJ及び昭和情報機器は、昭和情報機器をキヤノンMJの完全子会社とし、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の昭和情報機器の独自性を最大限に活かしつつ、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することにより、各事業領域におけるシナジーを最大化することが、両社の企業価値の向上に資するものと判断し、本取引の実施を決定いたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成24年1月26日（木）
本株式交換契約締結日（両社）	平成24年1月26日（木）
最終売買日（昭和情報機器）	平成24年4月24日（火）（予定）
上場廃止日（昭和情報機器）	平成24年4月25日（水）（予定）
本株式交換の日（効力発生日）	平成24年5月1日（火）（予定）

（注1）本株式交換は、キヤノンMJについては、会社法第796条第3項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、昭和情報機器については、会社法第784条第1項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

（注2）本株式交換の日程は、本株式交換の手続進行上の理由その他の事由により必要があるときは、両社間で協議し合意の上、変更する可能性があります。

(2) 本株式交換の方式

キャノンMJを株式交換完全親会社、昭和情報機器を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、キャノンMJについては、会社法第 796 条第 3 項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、昭和情報機器については、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	キャノンMJ (株式交換完全親会社)	昭和情報機器 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割 当 て の 内 容	1	0.22
本株式交換により 交付する株式数	普通株式：252,495 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

昭和情報機器の株式1株に対して、キャノンMJの株式0.22株を割当て交付いたします。但し、キャノンMJが保有する昭和情報機器の株式（本日現在10,845,852株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付するキャノンMJの株式数

キャノンMJは、本株式交換に際して、本株式交換によりキャノンMJが昭和情報機器の発行済株式（キャノンMJが所有する昭和情報機器の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の昭和情報機器の株主名簿に記載又は記録された昭和情報機器の株主の皆様（但し、キャノンMJを除く。）に対し、昭和情報機器の普通株式に代わり、その所有する昭和情報機器の普通株式数の合計に0.22を乗じて得られる数のキャノンMJの普通株式を交付いたします。なお、昭和情報機器は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式を消却する予定です。

また、交付する株式には、キャノンMJが保有する自己株式（平成23年12月31日現在13,895,071株）を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、交付する株式数は、昭和情報機器の自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、キャノンMJの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することはできません。

1. 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、キャノンMJの単元未満株式を所有する株主の皆様がキャノンMJに対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

2. 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定及びキャノンMJの定款の定めに基づき、キャノンMJの単元未満株式を所有する株主の皆様が、所有されている単元未満株式と併せて1単元となる数の株式をキャノンMJから買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、キャノンMJの普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主の皆様においては、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するキャノンMJの普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付します。

(4) 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

昭和情報機器は、本新株予約権を発行しておりますが、本新株予約権の行使期間は平成24年3月31

日をもって終了するため、本株式交換の効力発生日においては、本新株予約権は消滅している予定です。
なお、昭和情報機器は、新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公正性・妥当性を確保するため、キャノンMJはSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、昭和情報機器は株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を、本株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

SMB C日興証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析したうえで、キャノンMJについては、キャノンMJが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 24 年 1 月 24 日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における、平成 23 年 11 月 10 日から算定基準日、平成 23 年 12 月 26 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間及び平成 23 年 10 月 25 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の各取引日の終値平均値）を採用して本株式交換比率の算定を行いました。昭和情報機器については、昭和情報機器が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 24 年 1 月 24 日を算定基準日として、JASDAQ 市場における、平成 23 年 11 月 11 日から算定基準日及び平成 23 年 12 月 26 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間の各取引日の終値平均値）を採用して本株式交換比率の算定を行いました。

キャノンMJ株式の一株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価方法	交換比率の算定レンジ
市場株価法	1 : 0.21~0.22

SMB C日興証券は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また本株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、各資産及び各負債の個別分析を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した昭和情報機器の財務見通しについては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。SMB C日興証券の算定は平成 24 年 1 月 24 日までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、SMB C日興証券が提出した本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、みずほ銀行は本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析したうえで、キャノンMJについては、キャノンMJが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成 24 年 1 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から直近 1 週間、直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における出来高加重平均値）を採用して本株式交換比率の算定を行いました。

昭和情報機器については、昭和情報機器が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成 24 年 1 月 20 日を基準日として、JASDAQ 市場における基準日の終値、基準日から直近 1 週間、直近 1 ヶ月間及び直近 3 ヶ月間の各期間における出来高加重平均値）を、また、それに加えて、昭和情報機器が事業継続を前提としており、将来年度における事業計画が策定されていることから将来創出するキャッシュ・フローに着目した算定方法であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して本株式交換比率の算定を実施しております。

昭和情報機器の普通株式1株に割り当てられるキヤノンMJ株式数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	本株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.205～0.218
DCF法	0.161～0.268

みずほ銀行は、本株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。みずほ銀行は、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の本株式交換比率の算定は、平成24年1月20日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、昭和情報機器の財務予測については、昭和情報機器の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、みずほ銀行が提出した本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

キヤノンMJ及び昭和情報機器は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた本株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びにキヤノンMJ株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案したうえで、昭和情報機器の株式の評価については本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、キヤノンMJ及び昭和情報機器は、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」の本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」の本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更する可能性があります。

（2）算定機関との関係

第三者算定機関であるSMB C日興証券及びみずほ銀行は、いずれもキヤノンMJ及び昭和情報機器の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換の結果、効力発生日である平成24年5月1日をもって、昭和情報機器はキヤノンMJの完全子会社となり、完全子会社となる昭和情報機器の株式は、株式会社大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成24年4月25日に上場廃止（最終売買日は平成24年4月24日）となる予定です。上場廃止後は、JASDAQ市場において昭和情報機器の株式を取引することはできません。

昭和情報機器の株式が上場廃止となった後も、本株式交換により昭和情報機器の株主の皆様が割当てられるキヤノンMJ株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、昭和情報機器の株式を455株以上保有し、本株式交換によりキヤノンMJの単元株式数である100株以上のキヤノンMJの株式の割当てを受ける昭和情報機器の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、455株未満の昭和情報機器の株式を保有する昭和情報機器の株主の皆様には、本株式交換によりキヤノンMJの単元株式数である100株に満たないキヤノンMJの株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、上記金融商品取引所市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.（3）（注3）をご参照ください。

また、本株式交換に伴い割当てを受けるキャノンMJの株式の数に1株に満たない端数が生じる場合の取り扱いの詳細については、上記2. (3) (注4) をご参照ください。

なお、昭和情報機器の株主の皆様は、最終売買日である平成24年4月24日までは、JASDAQ市場において、その所有する昭和情報機器の株式の取引を従来どおりすることができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたっては、前記1. のとおり、キャノンMJが昭和情報機器の発行済株式総数の77.99%を保有していることから、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社はそれぞれ別個に、両者から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として交渉・協議を行い、その結果合意された本株式交換比率により本株式交換を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、共に第三者算定機関より本株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

昭和情報機器は、本取引に関する昭和情報機器の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、昭和情報機器の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、キャノンMJとの間に利害関係を有しない昭和情報機器社外監査役である橋岡宏成氏（弁護士、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所）並びに外部有識者である太田大三氏（弁護士・弁理士、丸の内総合法律事務所）及び石原鉄也氏（公認会計士、太陽 ASG 有限責任監査法人）の3名で構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により昭和情報機器の少数株主等に交付される対価の公正性及び (d) 本取引が昭和情報機器の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問したところ、(a) 本取引により昭和情報機器の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b) 本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c) 本取引により昭和情報機器の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は昭和情報機器の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書の提出を、平成23年11月7日付で受けております。

また、昭和情報機器の取締役会は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、キャノンMJ及び昭和情報機器から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、TMI総合法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、法的助言を得ております。

さらに、昭和情報機器は、本日開催の取締役会において、みずほ銀行から提出を受けた本株式交換比率の算定結果及び助言、TMI総合法律事務所から得た法的助言、並びに本第三者委員会から提出された答申書を踏まえ、本取引及び本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引は、長年の経験により蓄積されたノウハウ等の昭和情報機器の独自性を最大限に活かしつつ、統一かつ迅速な意思決定を可能とする体制を構築することによりキャノンMJと昭和情報機器の各事業領域におけるシナジーを最大化することを可能とするものであり、昭和情報機器の財務状況、事業環境等に照らして昭和情報機器の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は昭和情報機器の株主の皆様にとって妥当であると判断し、本株式交換を承認する旨の決議を行いました。上記決議は、本日開催の昭和情報機器の取締役会において、全ての取締役が出席し、全員一致により行われました。また、上記の昭和情報機器の取締役会には、昭和情報機器の全ての監査役が出席し、いずれも、昭和情報機器の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 株式交換の当事会社の概要 (特記しているものを除き、平成 23 年 12 月 31 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名 称	キャノンマーケティングジャパン株式会社	昭和情報機器株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区港南二丁目 16 番 6 号	東京都港区南青山一丁目 15 番 9 号 第 45 興和ビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 正己	代表取締役社長兼社長執行役員 中澤 祐一
(4) 事 業 内 容	キャノン製品の販売、サービス、マーケティングの統括	高速漢字情報処理システム等の開発 及び販売
(5) 資 本 金	73,303 百万円	2,744 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 43 年 2 月 1 日	昭和 48 年 1 月 24 日
(7) 発 行 済 株 式 数	151,079,972 株	13,906,823 株
(8) 決 算 期	12 月 31 日	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	(連結) 18,861 名	378 名
(10) 主 要 取 引 先	キャノン (株)、ビジネス機器販売店、 量販店及び大手顧客、その他	大日本印刷(株)、トッパンフォームズ(株)、印刷会社及びその他
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社商工組合中央金庫 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社愛知銀行 株式会社常陽銀行 株式会社横浜銀行 住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社
(12) 大株主及び持株比率 (平成 23 年 6 月 30 日現在)	キャノン(株) 50.11%	株式会社マースエンジニアリング 25.88%
	キャノンマーケティングジャパングループ社員持株会 4.15%	昭和情報機器従業員持株会 4.12%
	ザ バンク オブ ニュー ヨーク トリーティージャ スデツク アカウト (常任 代理人 (株)三菱東京UFJ銀 行)	昭和情報機器取引先持株会 2.87%
	日本トラスティ・サービス信 託銀行(株) (信託口) 1.62%	小林 公子 1.66%
	日本マスタートラスト信託銀 行(株) (信託口) 1.28%	村形 清 1.60%
	チェース マンハッタン バ ンク ジーティーエス クラ イアantz アカウト エス クロウ (常任代理人 (株)みず ほコーポレート銀行決済営業 部) 0.98%	住商情報システム株式会社 1.51%

	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部)	0.87%	エービーエヌ アムロ グローバル カストディー エヌヴィ 430000 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	1.43%
	アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルクセンブルグノンレジデントドメスティックレート (常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	0.82%	シンフォニアテクノロジー株式会社	1.36%
	キャノンマーケティングジャパン取引先持株会	0.76%	株式会社みずほ銀行	1.30%
	(株)みずほ銀行	0.66%	小林 実	0.89%

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	キャノンMJは、本日現在、昭和情報機器の普通株式 10,845,852 株 (保有割合 77.99%) を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	キャノンMJ及びキャノンMJの関係会社は昭和情報機器との間で、昭和情報機器に対するプリンター機器等の販売取引を行っております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	昭和情報機器はキャノンMJの連結子会社であり、関連当事者に該当いたしません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決 算 期	キャノンMJ (連結)			昭和情報機器 (単体)		
	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期	平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
純 資 産	250,875	246,846	251,307	5,879	5,459	5,207
総 資 産	449,607	448,592	447,765	12,191	10,714	9,532
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,797.31	1,798.16	1,827.25	432.13	455.15	434.30
売 上 高	686,614	674,159	632,418	14,290	12,178	10,428
営 業 利 益	6,297	7,735	8,441	308	△44	22
経 常 利 益	8,222	9,480	10,668	260	△39	60
当 期 純 利 益	△4,343	3,724	6,763	101	△86	△247
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△31.62	26.70	49.30	7.48	△6.86	△20.60
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	20	20	20	4	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名称	キャノンマーケティングジャパン株式会社
(2)	所在地	東京都港区港南二丁目16番6号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 川崎 正己
(4)	事業内容	キャノン製品の販売、サービス、マーケティングの統括
(5)	資本金	73,303百万円
(6)	決算期	12月31日
(7)	純資産	現時点では確定していません。
(8)	総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、企業結合に関する会計基準における取得に該当する見込みです。なお、本株式交換に伴いキャノンMJの連結財務諸表上のれん（又は負のれん）が発生する見込みですが、発生するのれん（又は負のれん）の金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

昭和情報機器はキャノンMJの連結子会社であり、本株式交換がキャノンMJ及び昭和情報機器の業績に与える影響は、いずれも軽微と見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、昭和情報機器にとって支配株主との取引等に該当します。キャノンMJは、本公開買付けの成立に伴い、平成23年12月28日付で昭和情報機器の支配株主になりましたが、昭和情報機器が平成23年3月31日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」の定めはなく、本日現在も、同定めはございません。もっとも、昭和情報機器といたしましては、下記のような措置を講じていることから、本株式交換は少数株主にとって不利益なものではないと考えております。

すなわち、昭和情報機器は、上記3.(4)「公正性を担保するための措置」及び上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じております。また、上記3.(5)「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、昭和情報機器は、本取引に関する昭和情報機器の取締役会を公正に実施し、その意思決定過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、昭和情報機器の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、少数株主等にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本第三者委員会を設置し、本第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正性、(c)本取引により昭和情報機器の少数株主等に交付される対価の公正性及び(d)本取引が昭和情報機器の少数株主等にとって不利益であるか否かを諮問したところ、(a)本取引により昭和情報機器の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手の公正であり、(c)本取引により昭和情報機器の少数株主等に交付される対価は公正であり、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提にすると、本取引は昭和情報機器の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書の提出を、平成23年11月7日付で受けております。

以上

(参考)

キャノンMJの当期連結業績予想（平成24年1月26日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成24年12月期)	717,000	12,000	13,100	7,000
前期実績 (平成23年12月期)	632,418	8,441	10,668	6,763

昭和情報機器の前期実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前期実績 (平成23年12月期)	10,428	22	60	△247

昭和情報機器につきましては、平成24年4月25日付で上場廃止となる予定のため、平成24年12月期の業績予想は発表いたしません。